

2. 修士課程・博士課程の教育内容・方法

(1) 教育課程等

A. 大学院研究科の教育課程

必須・大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

必須・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

必須・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

必須・学部に基づく大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容との関係

必須・修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性および両者の関係

必須・博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

◆家政学研究科

家政学研究科は、1984年に、家政学部家政学科栄養課程及び管理栄養士養成課程を基礎とした大学院家政学研究科食物栄養学専攻修士課程を設置し、1989年に同専攻博士後期課程を、また、1995年には家政学科家政課程を基礎とした生活造形学専攻修士課程、更には1997年に同専攻博士後期課程を設置し現在に至っている。現在では、修士課程は博士課程に統合し、家政学研究科では食物栄養学専攻及び生活造形学専攻の計2専攻の博士課程（前期・後期）を設置している。

食物栄養学専攻

《教育目標》

食物栄養学専攻博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、「食と健康」における研究能力ならびに高度の専門性を担う卓越した能力を培うことを目的とする。

博士後期課程では、食物、栄養ならびに健康の維持増進に寄与するため、研究者として自立して研究活動を行い、生活の質に資する高度に専門的な知識とそれに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養い、この方面的指導的立場に立てる能力を養うことを目的とする。そのために、以下の目標を設定する。

- ◎研究者及び基礎学問の指導者を養成するために、研究活動に重点をおいたカリキュラムを整備
- ◎臨床現場で求められている内容が学部教育内容を大きく超えている現状から、その乖離を埋める専門的知識や実務的知識及び考え方を教授するカリキュラムを整備
- ◎現役の管理栄養士を大学院生として受け入れ、研究の本質や研究者としての発想を教授するためのカリキュラムを開発

<学部教育との関連>

- ◎学部における卒業論文研究を継続し、一貫する形で研究を進めるためのカリキュラムを整備
- ◎臨床実習等の大幅な拡大と専門的知識の教授を含めた6年一貫教育により、即戦力となる管理栄養士を養成するためのカリキュラムを整備

[現状の説明]

大学院研究科食物栄養学専攻の教育課程は、『神戸女子大学大学院学則』及び『神戸女子大学大学院家政学研究科規程』により、標準修業年限5年、うち前期課程2年、後期課程3年の課程とし、学生には、前期課程では、講義、演習、実験等により行われる授業科目の単位を34単位以上の修得が、後期課程では研究指導を受けると共に、各年度の年度末に研究概要を研究科長に報告することが求められている。また、修士や博士の学位を申請するものは、『神戸女子大学学位規程』に基づいて、学位論文の審査と試験を受けることが求められている。本課程については、大学院研究科の理念・目的と矛盾はない。また、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項にも合致したものである。

食物栄養学専攻は、「食」を健康の観点から捉えていく場として、さまざまな分野の研究者が集まり、たゆまぬ研究活動の中で「食」と「健康」のエキスパートを育成している。

博士前期課程においては、14の「特論」と14の「演習」、「食物栄養学特別講義」及び「特別研究」でカリキュラムを構成し、「特論」は専任教員が学問を体系的に教授し、「演習」では国内外の研究論文を輪読し、解説を加え、討論しながら、大学院生が研究を進める上で必要な研究方法、技術、考え方を身に付けられるようにしており、博士前期課程の目的に適合している。

一方、博士後期課程では博士論文作成を目的とした演習、実験研究、調査を中心に教育と指導を行っている。そのために、各専任教員の研究室の他、中央機器室や共同実験室、実験動物室等研究や実験のための施設、設備の充実に努めている。また、専門分野の学会に入会し、研究成果を機関誌や国際的な専門誌に投稿し、国内外で発表することを奨励するために補助制度を制定するなど、博士後期課程の目的への適合に心がけている。

本大学院の食物栄養学専攻は、学部の管理栄養士養成課程に基礎を置いている。管理栄養士に求められる学問は、「食と健康」であり、それらはいずれも、食物栄養学専攻で研究されているテーマであると言える。大学院学生の多くは、学部で学んだ知識や考え方を基礎とし、また卒論研究でその研究の一端に触れた上で大学院に進学し、特定の分野をより深く研究していく。また、そこで研究された内容は、ただちに学部生の教育に活かされている。

博士前期課程における教育内容については、指導教員のみならず多くの教員が演習、講義等で各学生の指導に携わっている。ただし、現在のところ研究指導が中心となっており、実務的な面についての教育は整備が進んでいない。

博士後期課程における教育内容については、担当教員にはほぼ委ねられている。他の教員は共同研究等を通じて適宜教育に参加すると共に、博士論文審査において指導を行う。また、毎年度学生は研究報告書を研究科長に提出し、そこで指導がなされる。

基本的に博士前期課程における教育・研究内容はそのまま博士後期課程に継続する。担当教員についても、数名を除き、後期課程まで担当しており、継続性はほぼ保証されている。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、『神戸女子大学大学院学則』、『神戸女子大学大学院家政学研究科規程』、『神戸女子大学学位規程』により、進められている。

[点検・評価－長所と問題点]

現在の教育課程で問題はないが、大学院研究科の理念・目的をより積極的に実現していく大学院へ成長させるために、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項が定める範囲で、教育課程のより柔軟な変革を必要とする。例えば、医療現場等で即戦力となる管理栄養士を養成すべく、管理栄養士養成課程と連結した教育課程を設けることなどの変

革が急務であると考えられる。

大学院と学部の教育は前述したように一体化している。その点で、相互に良い効果を与えていと考えられる。しかしながら、社会食物学的な分野等、一部大学院でカバーできていない分野が存在する。学部で教育を行っているのにもかかわらず、専任教員がおらず、大学院では取り扱っていない。

また、管理栄養士に対する社会的な要請に対応し、今後、即戦力となる管理栄養士を育成するため、学部と大学院の教育を一体化させた教育課程の設置の検討が急がれる。

博士前期課程の教育において、指導教員以外の多くの教員が指導する点は評価できる。今後は実務的な面での教育を中心に行う教育課程も検討すべきである。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、現状で特に問題ない。しかしながら、より多くの教員による幅広い指導を可能するために、研究発表会や研究内容の刊行等の機会を増やすことが必要である。

[今後の改善・改革に向けた方策]

学部と大学院の教育を一体化させた教育課程の設置の検討をできるだけ早期に開始する。

博士後期課程については、研究発表会等の機会を増やし、より多くの教員による指導体制をつくっていく。また、博士後期課程については、指導教員以外の教員の参加が今以上に望まれる。

教育システム・プロセスの更なる改善のためには、専攻内で学会活動を行い、外部に公開した形の研究発表会や論文集の編纂を行うことを検討していく。

生活造形学専攻

《目標》

生活造形学専攻博士前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、研究能力ならびに高度の専門性と卓越した能力を担う応用性の高い学術的な実践力を培うことを目的とする。

博士後期課程では、「衣および住」を中心とし、健康で豊かな生活に寄与するため、研究者として自立して研究活動を行い、生活の質に資する高度に専門的な知識とそれに必要な研究能力及び幅広い分野の学術の融合の基礎となる豊かな学識を養い、この方面的指導的立場に立てる能力を養うことを目的とする。

《教育目標》

家政学科における衣・住を中心とした多面的かつ専門的な学修を基礎として、より高度で、専門的かつ応用性の高い学術と実践力を養うことを目的とする。被服・服飾及び生活空間を対象とした領域を学修するが、狭い専門領域のみにとらわれるのではなく、家政学としての幅広い分野の学術の融合を目指し、質の高い人間生活を総合的に創造し、対処する能力を養うことを目指とする。

[現状の説明]

生活造形学専攻では衣と住の分野を基盤として、我々の日々の生活の根幹に係る学問領域を対象として、広い視野に立って精深な学識を教授し、専攻分野における研究能力を持つ人材、更には、高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を持つ人材の養成に努めてきた。

生活造形学専攻の博士前期課程では、2年以上在学して正規の授業（『大学院講義要目』）を

受講し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で、学位論文を提出してその審査及び最終試験に合格した者に修士（生活造形学）の学位を授与している。

学位論文のための研究指導は、家政学研究科委員会において承認された指導教員1名が研究指導を担当する。博士前期課程では、修士論文の作成に向けて研究を行い、博士前期2年次の7月に非公開の中間研究発表会を開催し、研究の進捗状況を確認している。また、その機会を利用して他の教員からの助言・指導も受けができるようになっている。修士論文提出時には公開の修士論文討論発表会を開催し、この討論発表会の質疑応答をもって口述の最終試験として評価している。

博士後期課程においては、博士前期課程修了（或いは修士学位取得）後に3年以上在学して研究指導を受け、学位論文を作成する。そして、博士の学位論文審査及び最終試験に合格した者に博士（生活造形学）の学位を授与することになっている。

[点検・評価－長所と問題点]

家政学研究科の理念・目的は、衣・食・住の分野を基盤として、我々の日々の生活の根幹に係る学問領域を対象として、広い視野に立って精深な学識を教授し、専攻分野における研究能力を持つ人材、更には、高度な専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を持つ人材の養成であり、これは学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に則ったものと言える。

また、博士前期課程の目的は大学院設置基準第3条第1項にも合致しているものと認められる。更に、博士後期課程では大学院設置基準第4条第1項にも適合しているものと認められる。

大学院家政学研究科は大学の家政学部にその基礎を置いており、本研究科における教育内容は家政学部の学士課程における教育内容と密接に関係している。生活造形学専攻が基礎とする家政学部家政学科の教育内容は、生活空間コース、服飾造形コース、及び被服科学コースの三つのコース制を取っており、住と衣を幅広く勉強しながら、年次が進むにつれ少しずつ住（生活空間）或いは衣（服飾造形または被服科学）のいずれかに重点を置きながら学修を進めるカリキュラムとなっている。生活造形学専攻では明確なコース制は取っていないが、学士課程のコースの色合いを引き継いでおり、学士課程で選択したコースの専門分野を更に深める方向で研究を進めることになっている。もちろん学生の希望によっては、学士課程で選択したコース以外の分野への移動も可能となっている。いずれにしても、生活造形学専攻の教育内容は、学士課程のカリキュラムと密接に関係していると言える。ただし、生活造形学専攻では、博士前期課程の担当は学士課程の担当教員全員ではなく、9名（『大学基礎データ表19-3』）しかいないので、学士課程のすべての専門分野を引き継いでいるとは言えず、若干の専門分野漏れが起こっている。

博士前期課程と博士後期課程の教育内容も、同じく密接に関係している。博士後期課程では教員の研究指導の下で主として博士論文に向けての研究に大きな時間を割くことになるが、一般的には博士前期課程で行った研究を更に深めることになる。博士前期課程と後期課程の教育内容は極めて密接に関係しているものと認められる。ただし、生活造形学専攻では博士後期課程担当の研究指導教員は現状で4名であり、生活造形学専攻の専門分野としての生活空間及び服飾や被服のすべての分野のカバーが難しくなってきている感がある。

博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性については、生活造形学専攻では大きな問題はない。

研究指導に当たる教員は、研究科委員会で諮られ、各大学院生当たり1名の教員が責任を持って担当するが、幅広くかつ高度に専門的な研究を教員1名で指導することが妥当かどうか再検討する必要がある。最終論文審査の際のように、主任指導教員及び、副指導教員を予め指名して、複数の教員で研究指導を行うことを考慮することも一つの方法と考えられる。

[今後の改善・改革に向けた方策]

点検・評価の項で述べたように、生活造形学専攻における大学院の教育課程は、その理念・目標の実現に向けて適合したものであると考えられるが、問題点として、大学院担当の教員が学士課程の教員に比べて少ないことがあげられる。本専攻においては大学院担当教員資格審査を厳密に行っており（『神戸女子大学大学院家政学研究科担当教員候補者の資格審査に関する内規』）、その結果として現時点では大学院担当の資格を有すると認められる研究指導教員が、博士前期課程において9名、後期課程では4名となっている。今後は、学士課程教員の研究活動を支援し、大学院担当教員を育していくことも重要である。

◆文学研究科

文学研究科は1986年に日本文学専攻修士課程の設置に始まり、1993年に日本文学専攻博士後期課程が設置されるまで、四つの専攻（各々博士前期課程と同後期課程を持つ）で現在に至っている。

また、2001年には、神戸市中央区にある三宮教育センターを利用した昼夜開講制を採用し社会人学生の便に供している。

日本文学専攻

《教育目標》

日本語及び日本文学に関する学識に基づき、自立した判断能力・理解能力を養い、広い視野に立ち、より良い社会の創出に貢献できる人材を育成する。

- ◎前期課程においては、日本語及び日本文学に関する基礎的な研究に精通し、歴史学、民俗学、中国文学など関連する分野の研究成果も視野に入れ、各自の問題意識を高める。また、専門性を生かした高度な社会貢献能力を養う。
- ◎後期課程においては、自立した研究者を育成し、博士論文の作成を指導する。

〔現状の説明〕

神戸女子大学大学院では、学校教育法第99条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項をふまえ、『神戸女子大学大学院学則』第1条、第2条で、博士課程の前期課程と後期課程を区分し、両課程の特色と目的を明記している。

日本文学専攻では、これに基づき、博士前期課程の教育課程は、日本文学、日本語学に係る専門研究者としての基礎的能力を養うことに加え、学問の高度化、学際化、多様化に対応できる高度専門職業人の養成にも配慮してきた。具体的には指導教員制を採用しつつ、幅広く提供される「特論」、「演習」から40単位以上を取得することを必要とする。

一方、博士後期課程では、研究者養成を目的に、マン・ツー・マン指導による「論文指導演習」の履修を毎年義務付け、かつ「特論」、「演習」から12単位を取ることを必須条件としている。そのことで、学位取得者の輩出を期待している。

研究能力と高度な専門性を要する職業等に必要な能力を養うと言う観点からみれば、本専攻

博士前期課程修了者は、高等学校教諭、専門学校教師、日本語教師等、その多くは、専門性を生かした職業に従事しているし、その一部は大学・短期大学教員、司書、出版社勤務等、より専門性を生かした職業に従事している。

博士前期課程と後期課程の教育内容の関係については、博士前期課程では、「日本文学特論」、「日本語学特論」より8単位以上、「日本文学演習」、「日本語学演習」より8単位以上、「論文指導演習」8単位を必修とし、これに自専攻または他専攻の単位を加えて、合計40単位以上の履修を必要とするのに対し、博士後期課程では、指導教員に係る授業科目（論文指導演習を含む）12単位以上の履修を必要とする。

学部と研究科との関係については、日本文学専攻の専任教員は、全員が学部と大学院、双方の科目を担当し、学部と大学院双方に責任を持ち、双方の関係に十分な配慮を行っている。具体的には、担当教員の一部は学部2年次生を対象とした「日本語日本文学演習Ⅰ」を担当し、担当教員の全員が、学部3年次生を対象とした「日本語日本文学演習Ⅱ」と学部4年次生を対象とした「卒業論文」を担当する他、各専門の講義科目を担当している。

[点検・評価ー長所と問題点]

日本文学専攻の教育課程は、上述のように、前期及び後期の両課程で、適切で明確な目的を掲げており、評価できる。入学から学位授与までのプロセスは、博士後期課程では、指導教員に係る授業科目（論文指導演習を含む）12単位以上を履修させている。適性と進路を見極めながら、個別指導に近い形で、理想的な指導を行っている。

博士前期課程と後期課程との関係については、博士前期・後期課程合同の講義や演習を行うことで、学生間で活発な議論が交わされており、良い教育効果が上がっていると認められる。

大学院担当教員が、学部学生2年次より演習を担当することによって、学部から大学院へと段階的に関心を深め、無理なく研究を進められるよう配慮を行っており、評価できる。現在、2年次生を対象とした演習は、一部の教員の担当となっているが、各コースから1名が担当するように配慮されている。担当教員の専門範囲は、上代文学から近代文学に至る各時代の文学と日本語学の領域を網羅しており、大学院教育と連結し、整合性を持つよう工夫されている。

入学から学位授与に至るまで、学生の問題意識に沿い、本人の適性と進路を見極めながら、個別指導を行っていることは、博士課程において、理想的な研究環境であると思われる。一方、学生には、学外の研究会、学会活動にも積極的に参加することを促しており、両輪相俟って、相乗的な研究効果を上げていると思われる。

[今後の改善・改革に向けた方策]

本専攻の現状としては、博士後期課程を含めて、どちらかといえば高度専門職業人の養成にやや軸足を移さねばならないであろう。

また、博士前期課程担当教員に指導を受ける学生が、博士後期課程で指導教員の開講科目がないため、十分な指導が行われないことがあり、改善を要する。本専攻の場合、担当者間での話し合いで問題を解消してきている。

英文学専攻 《教育目標》

◎博士前期課程においては、主に国際社会に資する高度の英語運用能力と国際感覚を備えた、高度専門職業人を養成する。特に、「資格」のニーズに対応する学部の動きを受けて、大

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

学院も実学的要求に対応していく。博士前期課程の柱として深い学識と英語力を持つ、即戦力ある教員・技術者を養成する。

◎博士後期課程においては、英語圏の文学・文化・言語の研究に資する、自立した研究者を養成する。

[現状の説明]

英文学専攻は現在、英語圏の言語文化研究に係る4分野における研究教育を提供している。

- ①英文学関連分野 : イギリスとイギリス旧植民地（コモンウェルス）の文学・文化研究
- ②米文学関連分野 : アメリカの文学と文化研究
- ③英語学関連分野 : 英語を対象とした言語学研究
- ④応用言語学関連分野 : バイリンガリズム、翻訳に係る諸問題の研究

2007年度現在、上記の4部門それぞれに1～3名の教員を配置し（英文学2名、米文学3名、英語学1名、応用言語学1名、それぞれ兼任教員を含む）、学生の積極的な発表、討論を旨とする「演習」、討論も視野に入れながらより専門的な知識と技能の獲得を目的とする「特殊講義」、「特殊研究」の3種類の科目を提供し、学生の能力の育成を図っている（ただし、③及び④の分野の「特殊研究」は開講されていない）。

研究の基礎力となる英語の運用能力の伸長、国際的に活躍できる研究者の養成を視野に入れ、大学院担当教員7名の内2名が英語を母国語とする教員である。また、英語を母国語としない教員であっても可能な場合は英語による講義を行っている。

④の「応用言語学関連」科目は、博士前期課程の目標の一つである「高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養う」（翻訳家・英語に係る専門職業人の養成）を実現するために2003年度より設けられた。研究の基礎力の重要な部分を占める英語力の伸長のために、ティーチング・アシスタント（以下、「TA」と示す。）として学部の中期の英語研修プログラムに参加させることを奨励し、また、研究職を目指さない学生にとって就職の際に重要なTOEICの受験を奨励している。

研究テーマを深める際に他専攻の知識が必要となる場合があるが、それに対応するために、他専攻科目の履修が制度上可能となっている。

[点検・評価－長所と問題点]

英語の文化・社会・言語研究を深く研究することを目的とした「英文学専攻」が提供すべき分野が現在提供している課程にはほぼ含まれ、個々の大学院生が希望するテーマについて研究を深めていくための条件を満たしていると言える。また、大学院で提供している分野は学部における専門コースの延長線上にあり、学部教育との一貫性が取れている。更に、研究者としての素養を育てる面からも、学生が直接テーマとする問題ばかりではなく、研究テーマに間接的に係る諸問題について幅広く学ぶ機会を提供できていると言える。研究者としての基礎的素養を養う観点からは、専攻間での横断的科目履修制度が生きてくる。

本学の学部から進学してくる学生のほとんどが博士前期課程において英語の運用能力を更に高め、英語教師ほか英語に係る専門職業人として自立していきたいという希望を持っている。学生のニーズという観点から大学院教育を見直してみた場合、そのニーズに対応する英語学関連分野と応用言語学関連分野は開講科目も文学関連科目に比べて少なく、充実しているとはい難い状況である。

「英文学専攻」の分野における研究の基礎となる英語の運用能力を高めるための取り組みが

意識的に行われ、英語を母国語とする教員を任用するなどそのための人員配置もなされてはいるが、学生の語学力向上に向けた積極的な制度上の見直しが行われているわけではなく、「体制」的に整っているとは言い難い状況である。

博士後期課程においては、前期課程での研究を進め博士論文に結実させ、名実共に自立した研究者を育成することが求められているが、現状では指導教員の個人指導に大きく寄りかかり、指導体制と呼べるような方策は講じられていない。

[今後の改善・改革に向けた方策]

前期課程においては、英語学関連、応用言語学関連分野の充実をにらんだカリキュラムの見直しが当面の課題である。

英語圏におけるいわゆる「英語研修」は、研究に主眼を置くという大学院の趣旨にそぐわないという観点から、博士前期課程においては、単位化が認められてこなかった。しかし、学生の語学能力伸長を大学院の課程の中でも積極的に奨励していく際には、「研修」の内容を十分に勘案した上で（即ち、大学院の目的を大きく外れない場合）、単位を一部認可していくという措置を取っていくことも必要と考え、カリキュラム改善を専攻内で具体的に検討し、研究科委員会に提案していく。これに加え、学生の英語力の伸長という観点からは、学部生を交えた英語資格試験に備える学修会を大学院生を中心に組織するよう指導する。

文学研究科全体としては博士論文の評価体制が整備されているが、英文学専攻では、他大学・諸外国の大学の実践例から学びながら、それに見合った博士後期課程での指導体制の見直しとその制度化（中間論文・中間審査の導入、博士後期課程独自の研究会の組織など）を進める必要がある。

日本史学専攻

《教育目標》

- ◎古代、中世、近世、近現代の各時代の日本の歴史を探究し、更に日本考古学や日本民俗学の視点を加え、学部より一層高いレベルの専門教育を行う。
- ◎博士前期課程においては、個別分野ごとの論文作成指導を柱にして、専門的な歴史研究者としての基礎を固めることを教育目標とする。
- ◎博士前期課程においては、日本史学専攻で開講している関連分野の講義や演習を幅広く受講することを通して、専修免許を持つ教員や博物館学芸員、文書館職員等を養成することも教育目標とする。
- ◎博士後期課程においては、博士号取得を目指して、より一層高度な専門分野の研究指導を行う。

[現状の説明]

日本史学専攻においては、『神戸女子大学大学院学則』第1条に定める「専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の向上進展に寄与する」という目的に沿ってカリキュラムを編成し、指導に当たっている。この学則は、大学院設置基準第3条に準拠したものであるため、同基準にも適合しているものと考える。

具体的には、古代、中世、近世、近現代の各時代に関する講義、演習を開講し、更には日本考古学と日本民俗学の分野についても講義、演習を開講している。

博士前期課程における開講科目と対応する時代は以下のとおりである（『平成20年度大学院

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

講義要目』 p.95 参照)。

- 「日本史学特論Ⅰ a、b」、「日本史学演習Ⅰ a、b」が日本古代史
- 「日本史学特論Ⅱ a、b」、「日本史学演習Ⅱ a、b」が日本中世史
- 「日本史学特論Ⅲ a、b」、「日本史学演習Ⅲ a、b」が日本近世史
- 「日本史学特論Ⅳ a、b」、「日本史学演習Ⅳ a、b」が日本近現代史
- 「日本史学特論Ⅴ a、b」、「日本史学演習Ⅴ a、b」が日本考古学
- 「日本民俗学特論 a、b」、「日本民俗学演習 a、b」が日本民俗学

これら 24 科目 (48 単位) は、例年欠けることなく開講しており、日本史のどの時代、分野を専攻しようとする者にとっても不足はないと考える。

また、「東洋史学特殊研究 a、b」(各 2 単位) も開講し、日本史と東洋史とを比較検討して広い視野に立った学識を養うための一助としている。

更に、修士論文指導を実質化するため、「論文指導演習 a、b」を単位化して必修科目に指定している。博士前期課程の学生は、論文指導演習を含めて 40 単位以上を修得することが必須とされている。

この他、カリキュラム上には規定されていないが、例年博士前期課程 2 年目の学生に対しては、10 月頃に修士論文中間発表会を開いている。

博士後期課程の学生は、指導教員に係る授業科目 12 単位以上を修得することが必須とされている (『平成 20 年度大学院講義要目』 p.95 参照)。自分の指導教員が開講する演習に登録して履修すれば半期で 2 単位を得ることになり、3 年間の在籍で 12 単位を獲得することが後期課程の学修要件の一つとしている。博士前期課程の必修単位数が 40 単位であるのに比して、博士後期課程が極めて少なくなっているのは、指導教員による指導時間以外は、自らが自立して資料収集や論文の構想に当たる時間を確保させるためである。

博士論文については、現在のところ中間発表会のようなものは開いていない。それに代わるものとして、年度末に研究報告書や年度内に発表した論文の提出を求めている。

史学科では「日本史」、「外国史」、「日本考古学・民俗学」の 3 コースを置いているが、大学院は日本史学専攻のみで、外国史には対応していないのが現状である。

なお、現在のカリキュラム上は、大学院と学士課程との間で共通の授業は開講していない。資格取得等の関係で大学院生が学士課程の授業を修得する必要がある場合は、科目等履修生という形で認めている。

[点検・評価—長所と問題点]

上で述べたように、日本史に関するすべての時代をカバーしているのみならず、考古学と民俗学についても開講している点は評価できるものと考えている。教員については、中世を除いて、すべて専任教員 (特任を含む) が担当している。日本中世史については、現在は兼任教員ではあるが、この分野における第一人者を招くことによって対応できている。

博士前期課程の目的への適合性に関しては、開講科目数が多数にのぼる点では評価できると考える。とはいえ、カリキュラム上の問題点として、「日本史学特殊研究」が例年開講されていないという点をあげることができる。このため、日本史に関する更なる学識の深化という点で問題が残る。

授業内容面においては、修士論文作成のための学識や技法を教えるという面だけに限らず、専修免許を持つ教員や博物館学芸員、文書館職員等の高度な専門職に就いた際にも適応できるような能力の養成に努めている。例えば、博物館や文書館で接する古文書は近代の文書が多い

が、「日本史学特論IV b」ではそうした点を意識した授業を行っている（『平成20年度大学院講義要目』p.99）のはその一例である。

また、博士後期課程の目的への適合性に関しては、12単位必修という措置は、毎週定期的に指導教員のもとを訪れ、博士論文完成に向けた指導を受けるという行為を制度化した措置であり、博士論文が学生単独の意向で作成されてしまわないように歯止めをかける一方、論文作成のための時間を確保させる点で評価できると考えている。

学士課程と大学院との接続という点では、日本史の各時代と考古学・民俗学についてはスムーズであり、問題はない。しかし、外国史コースをとった学部卒業生が大学院に進学を希望する場合、他大学へ流出しなければならなくなる。過去には、東洋史ゼミにおいて日中関係の卒論を書いた学生が、研究科に進学して日本近現代史の教員の指導を受けて博士後期課程を満期退学した例もあるが、数は多くない。

大学院と学士課程の間で共通の授業を開講していない点は、それぞれの学修段階を考えるならば、妥当な措置であると考える。

博士後期課程の学生が前期課程の科目を履修しているが、前期課程の学生にとっては、後期課程在籍者と席を共にし、その発表に接することは刺激になる。後期課程の学生としても、自分の博士論文の構想を前期課程の者に分かりやすく発表する機会を持つことは、有意義であると考える。

教育システム・プロセスの問題としては、最近数年間で見れば、毎年の修士学位取得者は2～8名であるのに対し、博士の学位取得者をまだ出していない点が問題であると考える。

[今後の改善・改革に向けた方策]

広く深い学識を修得させるため、なるべく多くの科目の開講を実現させる必要があるが、人員の増加を要求していくことは難しい。学部のみを担当している史学科教員の中から、大学院も担当できる者が育つのを待っているというのが現状である。

博士後期課程在籍の学生は、指導教員の授業に多く登録して出席している現状があり、とりわけ改善を必要とする点はないものと考える。

学士課程教育との関連に関しては、大学院設置当初から日本史専攻のみであり、外国史に対応した形に拡大するには新たなスタッフを獲得しなければならず、今後の課題として検討していくことになる。

教育システム・プロセスに関しては、特に問題はないと考えるだけに、博士後期課程への進学者を増加させることに、取り組むことが重要である。

【教育学専攻】

《教育目標》

◎博士前期課程では、教育学または心理学に関する高度の知識や実践的な技術を備え、教育界や実社会で活躍できる専門家の養成を目標とする。

博士後期課程では、専門家養成のみでなく、高度な知識と実践的な技術を持った研究者を養成する。

《研究内容・方法等》

◎「教育学」領域は、理論的または歴史的研究が中心である。教育の現状や問題点を教育哲学、教育史学、教育社会学の観点から分析し、教育実践を創造する根拠となる教育理論を探究する。

- ◎「教育心理学」領域は、教授学習という教育活動に焦点を当てる。人間の発達と学習に関する理論的研究を進め、学校教育実践の高度化に対応できる教授技術の修得を目的とする。
- ◎「臨床心理学」領域は、現代の子ども・青年に起こる発達上の諸問題に対する臨床心理学の成果を学び、問題の解明と対処法を研究する。

[現状の説明]

教育学専攻の博士前期課程では、「高度な実践的知識・技能を備えた専門的教育者の養成」を目指している（『Guide Book 2008 神戸女子大学大学院』参照）。専門的教育者とは、教師、学校カウンセラー、臨床心理士等、教育学や心理学の研究を生かした職業についている者を指している。もちろん、博士前期課程は博士後期課程で研究するための前段階の意味もあるから、研究を主眼とする学生にも対応するようなカリキュラムになっている。カリキュラムの詳細は後述する。

また、教育学専攻の博士後期課程では、教育学または心理学の「研究者養成」を目的に掲げている（『Guide Book 2008 神戸女子大学大学院』参照）。

学部段階では文学部教育学科があり、大学院文学研究科教育学専攻は、ほぼそれに接続する形になっている。文学部教育学科には、小学校教育コース、幼児教育コース、心理学コースの三つのコースがあるが、所属コースにかかわらず、原則として学生は教育学科に開設されている全科目を自由に選択することができる。学科の科目は、教育学基礎科目、心理学コース科目、幼児教育コース科目、小学校教育コース科目、児童英語科目群の5群に分類されている。この内、大学院教育学専攻に接続している科目群は、教育学基礎科目と心理学コース科目である。

文学部教育学科が、主として初等教育教員養成と幼稚園教員養成及び保育士養成を中心としているのに対して、大学院は、教育学と心理学の研究に主眼をおいている。そのため、学部段階では重視されていた教科内容や教科教育法についての学修が大学院ではなく、その代わりに、教育学・教育史、教育社会学、教育心理学、臨床心理学が中心である。教育学専攻は、教育学、教育心理学、臨床心理学の三つの専門領域から成り立っている。現代社会の複雑な諸問題に対処するために、学部段階での教育学や心理学の基礎の上に、多角的に人間と社会を捉える専門的な識見を養うと共に、問題に取り組む実践的能力や技術を磨くことを狙いとしている。博士前期課程の研究指導教員は6名（教育学3名、教育心理学1名、臨床心理学2名）で、その内4名（教育学3名、教育心理学なし、臨床心理学1名）が博士後期課程の研究指導教員である。

「教育学」領域は、教育についての理論的研究を中心としている。現代社会における教育の現状や問題点を教育哲学、教育史学、教育社会学等の観点から分析して、教育実践の根拠となる教育理論の創造を目指している。

「教育心理学」領域は、教授と学習という教育活動に焦点を当てる。人間の発達と学習に関する理論的研究を進めつつ、学校教育実践の高度化に対応できる教授技術の修得を目指している。

「臨床心理学」領域は、虐待された児童、不登校児童、いじめを受けた子ども、学習障がい児等、現代の子ども・青年に起きたりがちな発達上の諸問題に対して、現代の臨床心理学の成果を学びつつ、問題の解明と対処法を研究する（『Guide Book 2008 神戸女子大学大学院』参照）。

設置されている科目は教育学、教育心理学、臨床心理学の三つの領域別に設定されており、それらを横断するものや、特殊な教育上の課題を扱う科目を教育学特殊研究として、上記3領域とは別に科目を設定している。教育学特殊研究は兼任教員が担当する。セメスター制を取っており、学位論文以外のすべての科目は、前期と後期に分割されており、2単位ずつの認定となっ

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

ている。一つひとつの科目的内容は、『大学院講義要目』としてすべての文学研究科及び家政学研究科の全大学院学生に配付されている。博士後期課程にも開講されているものは、教育学領域では「教育学特論Ⅰ」、「教育学特論Ⅱ」、「教育学特論Ⅲ」、「教育学演習Ⅰ」、「教育学演習Ⅱ」、「教育学演習Ⅲ」、臨床心理学領域では「臨床心理学特論Ⅰ」、「臨床心理学演習Ⅰ」の8科目である。

博士前期課程では、論文指導4単位が必修、特論の中から8単位以上と演習の中から8単位以上が選択必修となっており、博士後期課程では論文指導4単位が必修である。博士前期課程修了要件は40単位以上、博士後期課程の修了要件は12単位以上である。

以下、教育システム・プロセスについて記述する。入学時に指導教員を決め、教員の指導を受けつつ研究を進める。博士前期課程の学生は、2年目の6月頃修士論文構想発表会、10月頃修士論文中間発表会、論文提出・審査後の2月頃に修士論文最終発表会を開催する。

論文指導は従来は科目ではなく単位が与えられなかつたが、論文指導を徹底するために、2005年度からは単位として認定することにし、毎年履修を義務付けた。これにより、論文指導にも通常の授業と同じように授業時間が確保されるようになった。論文指導は、博士前期課程では2年間に8単位、博士後期課程では3年間で12単位修得でき、これを超えることはできない（『神戸女子大学大学院文学研究科規程』第4条参照）。論文指導の単位化に伴い、博士前期課程修了に必要な単位は、従来の32単位から40単位に増加した。博士後期課程では、12単位が必修単位となった。

博士論文については、現在のところ、構想発表会や中間発表会は開催していない。その代わりに、当該年度における研究報告書及び年度内に発表した論文またはそれに代わるものを作成して、研究科長に報告することになっている。

[点検・評価—長所と問題点]

理念としては、博士前期課程では教育の専門職の養成が主であり、博士後期課程では教育学または心理学研究者の養成が主である。全体としては研究者養成を中心としたカリキュラム編成になっている。

近年、大学院に対しては、研究者養成だけでなく、教育の専門職の養成も期待されるようになってきている（中央教育審議会答申『大学院における高度専門職業人養成について』2002年8月5日、『今後の教員養成・免許制度の在り方について』2006年7月11日参照）。これに対応して、本学大学院でも、博士後期課程における研究者養成と共に、博士前期課程においては、現職教員や社会人を対象とした教員教育も実施する必要がある。教育学専攻では、現職教員の研修や、今後予定されている教員免許更新のための講習等に積極的に貢献する体制がまだできていない。

博士前期課程には、専門的教育者の養成と、研究能力の養成という二つの目的がある。学生はどちらかを選択することになるが、専攻としてはどちらにも対応できる体制をつくっておかなければならぬ。しかし、『平成20年度大学院講義要目』を見る限り、研究中心の科目が多く、「専門的教育者の養成」という目標には必ずしも即していない。もっとも、教育学専攻の定員は4名であり、受講生数はそれ以下であるので、一人ひとりの要求に対応して、授業内容を柔軟に変更することは可能である。この点を考慮すれば、社会人や現職教員の要望に対応することは、不可能ではない。そうであっても、教育学や心理学の実践的知識・能力をどのような授業の中で養成するのか明確な方針と理念に基づいて、授業を構成すべきであろう。特に夜間開講の科目は、現職教員等の社会人を対象とすることを想定しており、実践性への要求が高いは

ずだが、それへの対応ができていないのは問題である。

博士後期課程の場合、重要なのは、研究指導であろう。研究者養成を狙いとするカリキュラムは作られている。点検・評価と今後の方策については第3章「C. 研究指導等」(p.146) の項で述べる。

学士課程の教育内容との関係については、本専攻は博士後期課程を持ち、これまで研究者養成を主眼にしたカリキュラムを編成してきたために、専門職者の養成には対応できていない。設定されている科目の多くは、教員免許状（専修免許）の科目に認定されてはいるが、教員の実践的能力を開発することを想定した内容とはなっておらず、学部段階での教員養成は、大学院博士前期課程での教員教育へと発展していない（『平成20年度大学院講義要目』参照）。

教育システム・プロセスに関しては、博士前期課程の場合、入学した直後に指導教員を決めなければならない。学生の研究内容と希望からほぼ自動的に決まることが多いが、教育学専攻会議では、2006年4月に、指導教員の決定プロセスを決定し、現在までのところ問題は生じていない。

博士後期課程の学生については、どのような指導が行われており、どのような研究を進めているのか、指導教員以外にはほとんど分からぬ状況である。少なくとも、学生が毎年研究科長に提出している研究報告書等は、専攻内の教員が確認する必要がある。

[今後の改善・改革に向けた方策]

大学院教育学専攻会議は、ほぼ月に1度開催されており、2006～2007年の会議では、教育学専攻の理念に照らして、博士前期課程において、研究だけでなく、実践的な内容を重視した教育内容にすることが提案された。その結果、教育の実践に造詣の深い大学院担当の教員を増やすことが議論され、2008年度から大学院担当教員（教育学担当）が1名増員された。また、授業題目と内容を実践的なものに変更するという意見や、授業題目を分かりやすくするという意見が出されている。教育学専攻の理念と目標を確認し、それを実現するための内容に改めるなどを検討中である。2007年5月に、文学研究科に大学院問題検討委員会が設置され、カリキュラム、学位規程、履修方法等について検討を重ねている。その結論によって教育学専攻の内容も左右されることになる。

今後の大学院のあり方として、研究者養成としての大学院の理念を堅持し、発展させることも一つの選択肢ではあるが、学位取得者、研究者の輩出が少ない現状では、専門職者養成の機能を強化することが必要である。この点については教育学専攻でもほぼ合意が得られている（『大学基礎データ表7』参照）。

文学部教育学科は初等教育の教員養成を中心としており、文学研究科博士前期課程が、教師教育に積極的に取り組むことは、本学大学院の社会的責務の一つである。文学部教育学科における教員養成と、大学院における教員教育とを関連付けることが必要である。大学院教育学専攻は、教育学科卒業生だけでなく、文学部の他学科を卒業して教員になっている現職教員を対象としたカリキュラムを用意する必要がある。更に、2009年度からは教員免許更新のための講習が実施されるので、教員養成を行っている文学部教育学科と大学院文学研究科教育学専攻が連携して、講習のためのプログラムを作成する予定である。これらの課題については、2007年5月に設置された文学研究科大学院問題検討委員会で議論を続けている。2008年度中に結論を出す予定である。

また、開設科目に関しては、教育学専攻会議では、一つひとつの科目の存在根拠を確認して、その名称と内容を変更すること、内容に実践的なものを含めること、大学院教員の増員等につ

いて対策を検討してきた。2008年度からは教員を1名増員した。今後教科教育領域を設定して、教育現場のニーズに応じられるような実践的な内容の科目を作ることが有力な案となるであろう。

修士論文構想発表会、中間発表会、最終発表会には、教育学専攻の全教員が出席することになっているが、実際には欠席する教員が多い。全教員が出席できように時期や時間を設定しなければならない。また、これらの発表会は原則として公開であるが、関係者以外の参加はほとんどない。参加を広く呼びかける方法を工夫する必要がある。

博士前期課程の指導については、修士論文中間発表会等を一層充実させていく。博士後期課程の指導についても、中間発表会を設定することや、研究報告書を全教員が確認すること、などの方法で充実を図っていく。

以上のような改善は、すぐにもできることなので、今年度から確実に実施していく。

B. 授業形態と単位の関係

必須・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

◆家政学研究科

[現状の説明]

家政学研究科の食物栄養学専攻及び生活造形学専攻では、共に同じ授業形態と単位システムを取っている。両専攻の科目は、衣・食・住に関する専門科目のみならず、健康や文化に関する科目、またそれらをリンクさせた科目もあって幅広い。これは、さまざまな分野から集い、相互に共同しながら総合的な研究を行っている本専攻の教員の構成を反映したものとなっており、学生は一つの専攻で幅広い分野の学問に触れることが可能である。科目の履修形態は、主として1年次2年次に半期単位で設置される「特論」と、毎年行われる「演習」に分かれており、この内、「特論」は週1コマで2単位、「演習」はセメスター制度の下で、前期を「a」、後期を「b」とし、それぞれに週2コマで2単位(通年では4単位)が与えられる。また、論文作成に向けて個々の学生のニーズに対応した論文指導のための授業を「特別研究」とし、全履修期間を通じて14単位が与えられる。

[点検・評価ー長所と問題点]

学部では、講義科目は1コマ2単位、演習・実習は2コマ2単位で計算されるが、大学院においては、「特論」は講義科目、「演習」は演習・実習科目であることから、単位計算は学部と同じ形態となっている。単位計算は妥当と考えられる。

論文作成については、演習と考えれば、この14単位という単位数は一つの演習3年分に相当するが、これは実際に学生及び教員が費やしている時間に比べ、はるかに少ないものとなっている。しかしながら、この時間は学生それぞれにばらつきがあって一律に言えるものでなく、また、この単位は必修であって、他に変えられるものでないことから、14単位として計算することは妥当であると言える。

[今後の改善・改革に向けた方策]

単位計算は適切であり、現状を維持していく。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

◆文学研究科

[現状の説明]

大学院文学研究科の日本文学専攻、英文学専攻、日本史学専攻及び教育学専攻では同じ授業形態と単位システムを取っている。各専攻の科目はそれぞれ大きく「特論」、「演習」、「特殊研究」、「論文指導」の4カテゴリーに分かれ、それぞれセメスター制度の下で前期を「a」、後期を「b」とし、それに2単位（通年では4単位）が与えられている。それぞれの科目は、例えばⅠ、Ⅱ、Ⅲ等の番号が与えられている場合もあるが、この科目番号は科目が提供する内容の多様性を保証するものであって、科目の難易度或いは専門性の高さを示すものではない。また、「特論」と「特殊研究」は講義を中心とするものであり、「演習」は学生のプレゼンテーションを含む、学生の発表を中心とした構成が期待される授業である。

また、論文作成に向けて個々の学生のニーズに対応した論文指導のための授業を「論文指導演習」とし、それに2単位（通年では4単位）が与えられている。

本研究科は昼夜開講であるので、特論か演習かどちらかは夜間に三宮教育センターで開講することが原則である。

単位の計算は、90分授業を15回受講し、学力審査に合格すれば、2単位が与えられる。学部と同様に、原則として出席が10回未満の者には単位が与えられない。論文指導や演習も単位として換算しているので同様の扱いである。

[点検・評価—長所と問題点]

学部にあっては、学生が授業外で行う学修時間（予習と復習に要する時間数）に照らして、「講義」科目に「演習」科目よりも多い単位（1セメスターにつき「演習」1単位とする一方で「講義」2単位）を与える場合が一般的である。しかし、大学院における「演習」においては、学生が授業外で行う学修は「講義」科目をむしろ上回ることから、「講義」に相当する単位数が与えられている。大学院における「演習」は学部における「ゼミ」に相当する科目であり、単位計算は妥当であると言える。

大学院のどの授業も受講生が少人数なので、学生と教員の討論による個別指導という形態が通常である。従って、学生の関心に応じて、柔軟な指導ができる。また、半分は夜間の授業であり、夜間の履修のみでも学位が取得できることになっている。

更に、2008年度からは長期履修学生制度が導入された。昼間の勤務がある等、特別の事情のある学生には、2年分の学費で、3年または4年の博士前期課程在籍を認めるものである。長期履修学生の研究指導については、15回の授業を1年間にわたって実施して、2単位とする方法も可能である。

[今後の改善・改革に向けた方策]

単位計算は適切であり、現状を維持していく。

C. 単位互換、単位認定等

必須・国内外の大学院等での学修の単位認定や入学前の既修得単位認定の適切性（大学院設置基準第15条）

[現状の説明]

科目等履修生としての既修得単位については、内規を制定しており、的確に単位の認定を行っ

ている。英文学専攻では2007年度入学生が、本学の科目等履修生として取得した単位の内16単位を取得済単位として認定した経緯がある。しかし、国内外の大学院等での既修得単位を認定する制度は明確には確立できていないし、認定した経緯もない。

[点検・評価ー長所と問題点]

学生の大学間での移動が激しい昨今では、他大学の大学院で修得した単位を持つ学生が入学してくる場合が想定されるが、このような学生の既修得単位を認定する制度はまだ確立できていない。

[今後の改善・改革に向けた方策]

早急に既修得単位の認定基準や制度を確立する検討を始める予定である。

D. 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

必須・社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

◆共通

本学大学院では、外国人留学生を対象とした授業料免除規程があり、外国人留学生への配慮を行ってきた。外国人留学生の学費については、外国人学生は年額で40万円減額されている。(『神戸女子大学大学院外国人留学生授業料減免規程』参照)。

◆家政学研究科

食物栄養学専攻

[現状の説明]

社会人に対する教育課程の特別な授業編成はまだ行っていないが、通常の課程の範囲内で、教育研究指導の配慮を最大限行っている。即ち、大学卒業後、管理栄養士として3年以上の実務経験のある社会人で、入学を認められた学生については、その職務を継続しながら修業できるように最大限に配慮することが大学院委員会で承認されている。

具体的には、研究指導、講義、演習等通常の大学院生と同等のものを平日の夜間18時から21時10分(6時限及び7時限)、土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季休業期間に、必要時間数教授している。

外国人留学生については、本専攻では在学の実績がないため、そのような編成、配慮の経験がない。

[点検・評価ー長所と問題点]

上記の配慮の結果、現在社会人4名が就業を続けながら、非常に熱心に就学し、さまざまな分野で高度な専門的知識の修得を行っている。また、研究の成果についても現在徐々に出始めているところである。

こうした社会人への教育は、現在の社会のニーズにまさに合致した大学院の使命を果たす事柄と理解して実践している。

[今後の改善・改革に向けた方策]

現在、それら社会人学生への配慮は、特定の教員により学生の都合に合わせて行われている。

生活造形学専攻

[現状の説明]

2007年度より、社会人学生が1名、外国人留学生は1名在籍していたが、特別な教育課程編成をしていない。

また、食物栄養学専攻と同様その指導は学生の都合に合わせて行っている。

[点検・評価ー長所と問題点および今後の改善・改革に向けた方策]

社会人学生、外国人留学生等への学修環境を整備するために、特別な教育課程編成を早急に整える必要がある。社会人学生については、勤務後に学修が可能なよう6时限以降にも講義や実習が提供できるようなカリキュラム編成を考える必要がある。また、1年制博士前期課程の実現に向けて検討を開始する時期に来ている。

外国人留学生等については、言語と文化のギャップを克服するための種々の配慮を早急に行い、現実的に外国人留学生の在籍を実現することから始める必要がある。

◆文学研究科

日本文学専攻

[現状の説明]

現在、博士前期課程に中国からの留学生1名が修学中であるが、特別な教育課程編成をしていない。

[点検・評価ー長所と問題点]

留学生は、一般的・総体的に、談話（現代日本語会話）の面ではかなりの力を有しているが、関係文献（日本語文献）を読解し、自らの思索を日本語で論述していく力は極めて弱い。母国における教育体制は必ずしも十分でなく、それほどの教育・訓練も受けていないからである。日本語文の読解力・論述力は、各種研究の前提となる基礎部分である。本学でもこの問題に対する配慮が不可欠な段階にきている。

[今後の改善・改革に向けた方策]

文献の講読・読解、また、論文執筆の能力をつけさせるため、カリキュラム上の配慮が望まれる。他国語に比すれば、日本語文は、表記・語彙・表現法等、どの面においても複雑・難解である。今後、より広範囲からより多数の留学生を受け入れていくためにも、古代から現代に至る各種日本語文の“読み・書き”学修を徹底しなければならない。カリキュラム上にも配慮が望まれる。

英文学専攻

[現状の説明]

仕事を持つ社会人学生のニーズに対しては、昼夜開講制により対応している。外国人留学生に対しては、英語による授業を行うことである程度対応している。日本語の指導については指導教員が主として対応している。

[点検・評価ー長所と問題点]

社会人学生については、昼夜開講制で十分対応できているとは言い難い。就労の比重が重い

際には留年せざるをえなくなる場合も想定され、修了が伸びれば学費も嵩む。本学においても、入学したものの仕事との両立の難しさに直面し、休学を経て退学していく学生がいない訳ではない。

外国人学生については現在のところ入学者数が少ないので、個別対応することで切り抜けられている。ただし、将来在学者数が増加した場合、現状では対応しにくい。

[今後の改善・改革に向けた方策]

長期履修学生制度が2008年度から導入された。これが昼夜開講制と併用されれば、それによつて社会人学生に対する制度が十分備わったと見てよい。

大学院における外国人学生の増加は目下想定しにくいが、これが将来的に想定される場合は小委員会を組織し、具体的な対応案を研究科に提示していく。

日本史学専攻

[現状の説明]

社会人に対しては、社会人入試を行い、これまでの経験を活かせるよう、配慮を行っている。入試科目としては外国語を課さず、論述において、これまでの経験と研究計画の結びつきを総合的に評価している。入学後の研究指導においては、個別に論文指導を実施することによって、大学院での研究のレベルにうまく移行できるよう、配慮を行うと共に、夜間（6、7時限）開講科目を設けて履修の便宜を図っている。

外国人留学生については、これまでに在籍者がいないこともあり、特別な対応は準備されていない。

[点検・評価ー長所と問題点]

社会人に対して門戸を開き、個人指導の時間を作つて丁寧に対応している点はこれで充分と考えている。また、昼夜開講制を実施していることも、社会人のニーズに対応したものとして考えている。

外国人留学生については実績がないこともあるが、特別な受け入れ体制は準備されていない。

[今後の改善・改革に向けた方策]

社会人に対しては、多様化するニーズに応える工夫を加えていくための検討が必要とされる。また、昼夜開講制については、担当教員の超過勤務負担との兼ね合いで、今後、在籍者の希望の実情に応じて柔軟に対応していく必要があると考えている。

外国人留学生については、日本史学専攻に対してどのようなニーズがあるのか、広い視野から検討していくことが求められる。

教育学専攻

[現状の説明]

職業に就いている社会人が学修しやすいように、本専攻では昼夜開講制を取つてゐる。1時限から7時限までを設定し、5時限までは須磨キャンパスで、6時限と7時限は三宮教育センターで開講している。6時限は18時から19時30分まで、7時限は19時40分から21時10分までである。昼間だけの授業でも、また夜間だけの授業でも、2年間で博士前期課程の修了は不可能ではない。夜間にしか受講できない学生に対しては、研究指導の時間も夜間の授業として開

講する。

外国人留学生に対する教育課程や研究指導上の配慮は特にしていない。しかし、教育学専攻の入学定員が4名なので事実上は、すべての学生に対して個別的な指導をすることができる。

[点検・評価ー長所と問題点]

社会人学生は、主として、学部卒業後直ちに大学院に入学し、大学院に在籍している時に教職に就いたものである。社会人入試を経て入学した学生はこの3年間は博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ1名であった。

大学院で現職教員の教育に取り組む以上は、学生のニーズを確認した上ではあるが、実践的な内容の科目を用意することが必要である。それは、博士前期課程の目的である「高度な実践的知識・技能を備えた専門的教育者の養成」にも対応したものである。

教育学専攻の外国人留学生は、1998年3月までに5名が修了している。その後は、教育学専攻に在籍したのは1名だけで、修了した実績はない。

[今後の改善・改革に向けた方策]

文学研究科では、現職教員や一般の社会人がゆとりを持って学修できるように、2008年度から長期履修学生制度を導入した。2年間の履修で博士前期課程を修了するのが標準だが、夜間のみでは2年間での課程修了は、不可能ではないが、困難である。週に2日（4コマ）のみの受講だと、1年間で16単位が限界である。従って3年以上をかけなければならなくなる。このような学生を想定して、3年間または4年間の履修を前提としたカリキュラムを作成し、2008年度から実施している。

(2) 教育方法等

A. 教育効果の測定

必須・教育・研究指導上の効果を測定するための方法の適切性

[現状の説明]

教育上の効果を測定するための方法として、2007年度より、大学院担当の全教員にすべての授業科目について授業報告書を提出することを依頼している。授業単位が小規模であると言う理由によって、大学院の授業については授業アンケートを実施していないが、各教員が授業報告書を作成する過程で、その学期の教育効果を振り返る作業が行われている。詳細は第3章「D. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み」(p.152) で述べる。

[点検・評価ー長所と問題点]

各教員が授業報告書を作成する試みを始めたことは一つの進歩と考えている。ただ、この試みも始まったばかりであり、その効果についての教員間の合意はまだ十分には形成されているとは言えない。

[今後の改善・改革に向けた方策]

授業報告書の相互点検を進めることによって、大学院の授業の現状と今後への課題を明らかにする。まずは授業の質を高めることによって、全体の教育効果を高める方向に進める。

選択・修士課程、博士課程、専門職学位課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

選択・大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

◆家政学研究科

[現状の説明]

各専攻別の修了生及び満期退学者の進路状況は第5章「学生生活」、「D. 就職指導」の各専攻の修了者（含満期退学者）進路状況表（pp.204-205）を参照されたい。

[点検・評価－長所と問題点]

学生の努力により、大学教員等、大学院で培った能力を直接的に生かせる職業に就くものが多くなっています。その反面、それら有能な人材を本学自体では、ポストドクター（以下、「PD」と示す。）として活用している事例はあるが専任教員として受け入れ、更にその力を伸ばしていくことが現在の体制では、難しい状況であり課題となっている。

[今後の改善・改革に向けた方策]

大学院教育を更に充実させ、大学教員、研究機関の研究職、高度専門職等に就く学生が更に増加するように努力すると共に、大学院修了後も一部の特に優秀な学生については、本学に就職させ、助教、講師、准教授、教授と育てていくための、留学や他大学との交流も含めた大学教員・研究者養成システムの整備に取り組む必要がある。

◆文学研究科

[現状の説明]

博士前期課程修了者は、いずれの専攻でも中学・高等学校教諭（非常勤を含む）、専門学校教師、教育産業、コンピューター関連、公務員等に就くものが多く、更に日本文学専攻では日本語教員、英文学専攻では英語の能力を買われてホテル関連、日本史学専攻では、博物館・美術館・郷土資料館の学芸員、自治体史編纂室の調査員、文化財関係の発掘調査員等の専門職に就いている。

また、博士後期課程修了者（含満期退学者）は、開設以来、大学・短期大学教員（兼任教員を含む）、塾講師、司書、出版社等専門性を生かした職業に従事している。もちろん一般企業に就職する者もいる。

[点検・評価－長所と問題点]

研究科在籍者、修了者の数は多くはないが、博士前期課程、博士後期課程共に修了後・満期退学後は、専門性を生かした職業に従事しており、専門職を育成するという大学院の機能が果たせていると考える。

しかしながら、専任教員、研究機関の研究員等への最近の従事者が少ない。在学時における学会での口頭発表、審査を必要とする学会誌への投稿を指導し、より高度な専門性を身に付けさせることが必要と考えている。

[今後の改善・改革に向けた方策]

現状に安住することなく、学生に更に高度の専門性を身に付けさせ、社会還元できる人材の育成に努めることが必要である。他大学の教員、大学院生との交流を盛んにすることを配慮し、

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

学会での口頭発表、審査を必要とする学会誌への投稿を指導する。

博士後期課程修了生・満期退学者については、身に付けた専門性と学識と、広い視野を社会に還元できるよう、また、研究成果を論文化し、評価を得ることができるよう指導する。

B. 成績評価法

必須・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

[現状の説明]

一般の授業科目については、成績評価について一定の基準は設定していない。ただし、文学研究科では、修士論文については、評価の基準を定めている。

[点検・評価ー長所と問題点]

成績評価の基準を明確化していないのは問題である。

[今後の改善・改革に向けた方策]

成績評価の基準について、教員間の合意を形成し、早急に評価の基準を制定する。

C. 研究指導等

必須・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

必須・学生に対する履修指導の適切性

必須・指導教員による個別的な研究指導の充実度

選択・複数指導制を探っている場合における、教育研究指導責任の明確化

選択・研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

◆家政学研究科

食物栄養学専攻

[現状の説明]

食物栄養学専攻では、入学時に面接を行い、入学者の希望を考慮して、指導教員及び研究テーマの決定を行っている。入学した大学院生は、専攻主任及び指導教員の指導のもとに履修科目を決定している。また、指導教員は、特別研究等の授業時間等を利用して、学生の研究内容、過程を把握し、ディスカッション及び研究指導を行っている。また、本人や指導教員の希望があれば、関連領域分野の教員も隨時指導を行う体制である。

博士前期課程では、1年次でテーマを決め、2年次の7月頃に中間発表会を実施して専攻教育に携わる全教員が各学生の研究の経過を確認、指導している。また、学生が作成した論文は、主指導教員と2名の副指導教員により論文審査を行うと共に修士論文発表会を実施して、全教員が論文の内容を把握し、最終的には研究科委員会において論文の合否を決定している。

履修指導に関しては、大学院生に対して入学式後に研究科ごとのオリエンテーション（『平成20年度オリエンテーション』p.2）を行っており、そこで各専攻におけるカリキュラムの体系が研究科長、各専攻主任により説明される。食物栄養学専攻では専攻主任が授業科目の履修指導を行っている。必修科目の特別研究に関しては、研究指導教員が入学選抜時に既に決定しているので、事前のきめ細かな履修指導が徹底されている。

食物栄養学専攻における個別的な研究指導は、学会発表、紀要への投稿、学術論文への投稿等、

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

研究成果を公表することを目標として指導している。大学院生への研究指導に当たり、大きな最終目標より具体的な目標を与えることで、地道であるが着実な研究活動にやりがいと充実感を与えていている。

教育の複数指導制について述べる。本学大学院食物栄養学専攻では、「食品微生物学特論」、「生物化学特論」、「臨床栄養学特論」、「栄養生理学特論」が複数指導体制を探っている。各科目に共通することは、担当教員の専門分野が科目名では同じでも、研究分野が異なることである。講義は、一つの教科を前半・後半に分けて行うかまたは、「栄養生理学特論」のようにⅠ、Ⅱとして完全に分離して行っている(『Guide Book 2008 神戸女子大学大学院』p.4 参照)。最終的な評価は一人ひとりの教員が責任を持って行っている。研究における複数指導制については、実験技術修得のため他の研究室を訪れる程度で、今までのところ例がない。

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望は最大限尊重される。食物栄養学専攻においても本年度計3名の変更が認められた。

変更希望の学生は、指導教員または専攻主任・研究科長に相談する。それをもとに変更前、変更後の指導教員及び専攻主任等により協議を行う。学生の希望を最大限に尊重しつつ、学生が無理なく希望の課題を遂行できるようにするための方策を学生の納得の上で決定する。

[点検・評価ー長所と問題点]

指導教員及びその他の教員が連携して指導にあたっており、教育・研究の指導は適切に行われている。また、家政学研究科は研究領域の異なる教員が多くいることから、中間発表会及び修士論文発表会を通して異なる研究分野の異なる視点での評価も行われていることになる。

大学院生への履修指導は食物栄養学専攻主任が中心となって行っているので、研究指導教員、授業担当教員との連携も速やかであり、大学院生への履修指導は適切に行われており、特に問題はない。

研究指導の充実のために大学院生が研究成果を各種学会で発表することを奨励していることは評価できるが、学内での公表の機会が十分でなく、現在のところ博士前期課程の中間発表会と修士論文発表会しかない。各種学会での発表や論文掲載等を学内で公表する機会がないので、同じ大学院生でありながら、研究領域が異なると、お互いがどのような研究をしているか知らない場合が多い。大学院生相互の研究について議論する機会が全くない。

教育の複数指導体制では、教員1名の指導体制の場合に比べ、学生は幅広い知識を身に付けることができる。長所としては、一つの事象をとりあげた時、別の視点から講義することが可能となるため、深い内容の講義を行うことができる。問題点としては、今までのところ一つの講義を前半・後半とするか、Ⅰ、Ⅱで分かれてしまっているので、関連性が乏しい場合があることである。

本専攻では、指導教員に拘わらず、すべての学生を教員全体により指導を行っている。従って、指導教員の変更はできるだけ学生の意向に添った形で行われている。

ただし、この変更手順は予め具体的に学生に提示されておらず、学生の中には変更したいのに不可能だと思って、そもそも相談に来ていない学生がいる可能性がある。

[今後の改善・改革に向けた方策]

教育・研究指導は現在適切に実施されているが、発表会が博士前期課程2年次生のみが対象となるので、今後は、1年次後半において成果は少ないかもしれないが、発表会を実施する等全学年を通して発表の場を提供すると共に、研究の方法や状況を見直す機会を作ることも必要

である。

履修指導については特に問題はないが、教育職員免許状（専修）等資格に係る授業科目の履修相談を教務課及び教職支援課職員等と連携して実施することが望ましい。

研究指導の充実の点からは中間発表会と修士論文発表会以外に、研究成果を公表する会を設け、大学院生相互が議論する場を与える。同じ「食」と「健康」の研究領域にいる大学院生であり、情報共有と研究についての相互の議論は大学院生の対話力と自立を自ずと促し、充実度の高いものへと導くことになると考える。

複数指導制に関しては、講義内容について十分な摺り合わせを行い、関連性を持たせる。場合によっては、2名の教員で一緒に教壇に立ち、一つの事象について別の視点から講義を行う。研究における複数指導制については、大学院の活性化に繋がるものであり、最終責任は主査を持つものとし、今後実現させるべきである。

研究分野については、学生に、研究分野や指導教員の変更が可能であることと、そのための条件や申し出の方法を周知徹底していく。

生活造形学専攻

[現状の説明]

授業は博士前期課程においては4～6名程度の少人数であり、また、後期課程ではほぼマン・ツー・マンで行っているので、教員と学生との距離が近く、効率的かつ密度の高い教育ができる。

博士前期課程及び後期課程いずれの学位論文においても、大学院家政学研究科委員会において承認された指導教員の指導の下で作成することになっている。博士前期課程では2年次の7月に非公開の修士論文の中間発表会を開催し、指導教員以外の指導も受けられるようになっている。そして、修士論文提出時に公開の修士論文発表討論会を開催し、この発表討論会の内容及び質疑応答の結果を最終試験の成績として評価している（『神戸女子大学大学院家政学研究科修士論文の審査に関する内規』参照）。

博士後期課程においては、中間発表会等は設定していないが、博士論文が完成すれば、研究科委員会によって決定された3名の委員が博士論文を予備審査し、学位論文として適格と判断された場合に学長が博士論文提出を受理することになっている。そして、研究科委員会において改めて博士論文審査委員会委員3名以上（主査1名、副査2名以上）を選出して論文審査に当たっている（『神戸女子大学大学院家政学研究科博士論文の審査に関する内規』参照）。

大学院の履修指導に関しては、本専攻の学生は、専攻主任が年度ごとに履修指導を行うと共に、特別研究の指導教員から、隨時、適切な履修指導が受けられるようになっている。専攻に属する学生は原則として特別研究の指導教員の研究室に配属されるので、個別的な研究指導は充実している。

[点検・評価—長所と問題点および今後の改善・改革に向けた方策]

博士前期課程及び後期課程いずれにおいても、教育課程と教育・研究指導は適切であると言える。

履修指導については、年度ごとの専攻主任によるオリエンテーションの他に、指導教員からも適切な履修指導を受けることになるので問題はない。ただし、指導教員の履修指導は往々にして個人的意見等が入るおそれもあるので、専攻の統一した指導基準を作成しておく必要がある。

指導教員による個別指導については十分な時間配慮（特別研究として2年通年14単位、1年次及び2年次）もされているので問題はない。ただし、指導内容については個々の教員の裁量に任せられているので質的なむらがあることも否めない。今後は、学生による授業評価やFDの充実によって、指導内容の質的向上に向けた方策を策定する必要がある。

◆文学研究科

日本文学専攻

[現状の説明]

教員は「特論」、「演習」をそれぞれ1コマずつ担当し、それらを通して学生が専門分野の問題や研究方法に習熟するよう配慮している。入学時のオリエンテーションにおいて博士前期課程の学生に対し、指導教員の授業を履修するばかりでなく、広い視野が養えるよう履修科目を選択するように指導している。指導教員は「論文指導演習」を担当し、学生の個別指導に当たっている。

[点検・評価ー長所と問題点]

少人数教育で学生一人ひとりを指導することができる「論文指導演習」で学生の問題意識に対応した指導を行うことができる。

[今後の改善・改革に向けた方策]

教育課程の展開は大学院の学生に見合った柔軟な運用ができるよう検討する。

英文学専攻

[現状の説明]

入学者定員が4名（前・後期課程各2名）であるので、授業は少人数による演習形式によつて行われている。個々の学生の反応や到達度を測りながら授業を進めており、課題に関しても丁寧なフィードバックが可能である。履修指導は毎年4月のオリエンテーション時に行う他、指導教員と専攻主任とが相談に応じている。研究分野・指導教員の変更希望についても、専攻主任が隨時相談に応じて助言を与えていたる。

[点検・評価ー長所と問題点]

少人数であること、個別指導ができることが教育上の長所である一方、クラスによっては学生と教員の間に甘えが生じ、馴れ合い的な授業が展開される可能性は否めない。研究分野や指導教員の変更希望についても、公式に希望調査が行われているわけではないので、事情を聴取する立場にある主任が指導する学生は変更を希望しにくい、という状況がある。

[今後の改善・改革に向けた方策]

授業に緊張感を持たせることと授業の質的向上を目標として、学部で行われている学生評価を少人数教育に合致した形で大学院にも導入することが、全学のFD委員会を中心に検討されている。この企画を英文学専攻としても積極的にバックアップしていく。

分野変更が可能である旨をオリエンテーションで学生に周知すると共に、希望調査を前期課程入学半年後と1年後に行い、専攻会議で結果について協議を行う。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

日本史学専攻

[現状の説明]

文学研究科においては、論文指導演習を必修の単位としていることで、個別的な研究指導の充実を図っている。

[点検・評価－長所と問題点]

論文指導演習を必修単位として、個別的な研究指導の枠組みを作っていることは評価される。ただ、そのあり方については各教員に任せられているのが現状である。

[今後の改善・改革に向けた方策]

論文指導演習のあり方について、大学院担当教員の共通認識を形成していく必要がある。

教育学専攻

[現状の説明]

教育学専攻では、原則として毎月、教育学専攻会議を開催している。年度当初は、その年度の指導計画を確認し、指導教員を決定する。5月6月には、大学院案内の内容の改定に合わせて、教育課程や科目の開設等について議論し、確認する。修士論文の構想発表会や中間発表会の日程を決めるのも、専攻会議の主要な議題の一つである。構想発表会は6月頃、中間発表会は10月頃開催するのが通例である。

しかし現状では、専攻会議は事務的事項が中心であり、教育課程全体に係る問題や、学生指導の方針等について、十分に検討する時間が確保できていない。

履修指導については、大学院に入学した日に、研究科のオリエンテーションと、教育学専攻のオリエンテーションがある。新入生の場合は、博士前期課程の単位履修の方法、指導教員の決定手順、奨学金の申請等についても説明する。

博士前期課程では、修士論文構想発表会、修士論文中間発表会が設定されている。この発表会では、指導教員以外の教員からの指導も受けることができる。指導教員による個別的な指導の成果の一部と言える。

博士後期課程の学生は、進学した時から事实上、指導教員は決定している。必修科目は指導教員による徹底した個別の研究指導のみである。

[点検・評価－長所と問題点]

教育学専攻会議で、カリキュラムや研究指導の方法等について、また、修士論文構想発表会、修士論文中間発表会等の方法等について、確認することになっている。しかし、実際には、いつたん指導教員が決定した後は、その後の指導のほとんどは指導教員に任せられたままである。修士論文構想発表会や中間発表会が、他の教員が学生指導に係る重要な機会である。教員のすべてが指導に関与する体制を確立する必要がある。

特に問題なのは、現職の教員等で、夜間の授業にしか出席できない学生に対する指導である。授業は昼夜開講であり、どの教員も少なくとも一つは夜間の授業を開講しているので、履修登録自体は困難ではない。しかし、2年間で修了に必要な単位を修得するのはかなり困難である。

教員の側から見れば、昼間の授業を履修する学生とは別に、夜間授業の履修生のための研究指導の時間を設定しなければならない。更に、修士論文発表会は、全教員と学生の参加を前提とする以上、夜間か土曜日または日曜日に設定しなければならない。教員の負担だけでなく、

日程の調整自体が難しい。

これらの問題は教育学専攻だけで決められることではないので、研究科全体の討議が必要である。大学院問題検討委員会の課題である。

履修指導は、教育学専攻では、入学した時に詳細なオリエンテーションを行い、その年の4月に指導教員が決定する。それ以後は、研究指導が、毎週確実になされているので、履修上の問題には即座に対応できる状況にある。

ただ、学生の身分や生活上の変化があった時に、柔軟に対応できない場合がある。例えば、入学した年には昼間の履修が中心であった学生が、教員等に採用されて、2年目からは夜間の履修が中心になった場合である。夜間の授業は三宮教育センターであり、須磨キャンパスに来ることはほとんどない。従って、事務的な連絡、図書の借り出しに不便を生じている。

博士前期課程、後期課程とも、指導教員による個別指導が徹底している。学生が自立した研究者であるならば、指導教員の指導を受けるだけでなく、自らさまざまな方法で自主的に研究するであろうが、現状ではそれは望みがたい。むしろ、学生が自主的に学修・研究することができるよう指導することが、指導教員の主要な責任と考えられる。そのためには、特に博士前期課程の学生が、他の教員の指導を受けたり、学外のさまざまな学修の機会を利用したりするように促すことが必要である。現状では、その機会は非常に限られている。

[今後の改善・改革に向けた方策]

教育学専攻会議を活性化する必要がある。事務的な連絡にとどまらず、カリキュラム開発や学生指導を充実させるための方策を検討する実質的な審議の場としなければならない。そこで、2006年度からは原則として毎月、研究科委員会のあとで開催している専攻会議での議論を大学院問題検討委員会の審議に繋げていく。

また、指導を指導教員任せにするのではなく、他の教員が指導に関与するようなシステムを作ることも検討すべきである。FD委員会は、15回の授業の内少なくとも1回は他の教員が授業に参加するようにとの指示を出している。これをしっかりと実践すべきである。

2008年度から長期履修学生制度が導入されたので、社会人が夜間に履修したり、長期履修学生となるケースは増えると思われる(pp.188-189 第4章「E. 社会人の受け入れ」参照)。

履修指導に関しては、須磨キャンパスで開かれている昼間の授業で、教員と日常的に会うことができる学生は、あまり問題はない。事務的な連絡も教務課に問い合わせることも容易である。これに対して、夜間の授業にしか出席できない学生、須磨キャンパスにほとんど来られない学生は、図書館の利用や事務連絡等で、さまざまな不便を強いられている。事務局が夜間に対応することは難しく、夜間の図書館利用は不便である。これらは、eメールや図書館のホームページ等を活用することでかなりの改善は可能である。

学生の指導に関しては、指導教員が中心となるのは当然であるが、教員が相互に連携を取つて指導に当たるようなシステムを充実させる必要がある。博士前期課程の学生に対しては、先に述べた修士論文構想発表会、修士論文中間発表会を形式的なものに終わらせず、すべての教員と大学院学生が参加する実質的なものにしなければならない。

博士後期課程の学生については、学生が毎年提出する研究報告書の充実を図ること、博士論文中間発表会を開催すること、博士予備論文を新設して、博士論文へのステップとすること、博士論文提出資格者の認定手順を明確にすること等を早急に検討しなければならない。これについても、「大学院問題検討委員会」で2008年度中には結論を得る。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

D. 教育・研究指導の改善への組織的な取り組み

必須・教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み（ファカルティ・ディベロップメント（FD））およびその有効性

必須・シラバスの作成と活用状況

必須・学生による授業評価の活用状況

選択・修了生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

[現状の説明]

大学院FDは、大学院における授業改善と研究指導の充実を目指している。2006年度後半から活動を始めたFD委員会が、そのための具体的な方策を立てている。

2007年度の大学院FDは、授業報告書の提出が主であった。大学院の授業は、受講学生が1名ないしは多くても4名程度であるので、学部のような授業アンケートを実施するよりも、教員と学生が直接に話し合うことの方が効果的である。その話し合いを参考とした上で、教員が、自らの授業の狙い、成果、問題点等をFD委員会に、授業報告書として提出する。授業報告書は、いろいろな授業の実態と問題点をFD委員会が確認すると共に、効果的な指導法であれば、積極的に教員に紹介し、優れた指導法を教員の共有財産とすることも狙いとしている。

2008年度からは、教員には授業報告書に加えて、授業参加票の提出を依頼し、学生には履修報告書の提出を依頼している。授業参加票は、1学期に少なくとも一度は、担当教員以外の教員が授業に参加して、授業の内容や学生の状況等についての感想を述べるものである。授業及び研究指導の実態を教員が相互に検証し、自分自身の授業の参考とする。すべての教員が、学期ごとに少なくとも一度は他の教員の授業に参加して、授業参加票を担当教員及びFD委員会に提出するのを原則としている。履修報告書は、受講した学生に、授業で学んだこと、授業や指導法についての感想や改善を望む点、カリキュラムや施設・設備の点での改善を望む点等について、述べてもらうためのものである。授業報告書、授業参加票、履修報告書は、FD委員会で保管して、授業改善のために利用する。

つまり、大学院では、学生による授業評価は実施していないが、一つひとつの授業について、教員による自己評価（授業報告書）、同僚による授業についての意見提出（授業参加票）、学生による授業評価（履修報告書）による評価がなされているのである。

このような方針が、2008年3月21日の全学教授会で報告され、更に2008年6月の文学部教授会、家政学部教授会、健康福祉学部教授会で説明された。

研究指導については、各専攻で、学期に一度は、学生の研究経過報告会を開き、指導教員だけでなく専攻内の教員が学生に指導助言を与えていている。

シラバスは、授業題目、科目目標、授業内容、授業計画、評価方法、教科書・参考書、留意事項の各項目について記述している。特に授業計画については、各期15回の内容を具体的に記述するよう、各教員に要請し『大学院講義要目』として全学生に配付している。なお、『大学院講義要目』には、大学院諸規則も合冊されている。

FD委員会は、これら三つの報告書と、講義要目（シラバス）を照らし合わせて、各授業の実態を把握し、授業改善と研究指導の質を向上させるための方策を検討する。必要な場合には、これらの資料に基づいて、研究科委員会に授業改善への提言をする。

[点検・評価－長所と問題点]

全教員に授業報告書の提出を義務付けていることは評価される。授業報告書、授業参加票、履修報告書とも、「手作りの教育」を謳う本学の特徴と言えるであろう。

しかし、授業報告書の提出率は、2007年度は60%程度であった。まだ各教員間の共通認識が形成されるには至っていないと考えられる。

[今後の改善・改革に向けた方策]

授業報告書、授業参加票、履修報告書の作成による授業改善の方向を軌道に乗せていく。今後、授業報告書の提出率を100%に近づける努力をしなければならない。授業参加票、履修報告書は、2008年度から開始されたばかりで、まだ実績がない。今後、教員がお互いに協力して学生の指導に当たるという雰囲気を大学院内部で作りあげる必要がある。

(3) 国内外との教育研究交流

A. 国内外との教育研究交流

必須・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

[現状の説明]

本学の国際交流の推進に関する基本方針は、建学の精神「本学園の教育は民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成する・・・」にある。そこには、国際的な視野に立った人材育成の姿勢が示されており、現在国際交流はこの方針を遵守して進められている。

この基本方針に基づき、複数の海外の大学との間で協定を締結し国際交流活動を推進してきた。大学院としては、現在では1名の留学生を文学研究科に受け入れている。

この他、国際交流活動を推進する組織としては、国際交流センターを設置し、専門の職員1名を配置している。

[点検・評価ー長所と問題点]

建学以来受け継がれている基本方針は、民間レベルでも国際交流が非常に盛んになった現在でも十分に通用するものである。基本方針として適切なものと言える。

また、この方針に従い、学生レベルでの交流は順調に拡大しつつあるが、大学院レベルではまだ活発化しているとは言い難い状況である。

また、教員の学術研究交流についても、個人的なものにとどまっている。

[今後の改善・改革に向けた方策]

国際交流センターの機能を充実したものとするための努力を行う。また、現在交流を行っている大学に加えて新たな提携大学を模索し、留学生の交換等を更に積極的に行いながら、学部レベルのみならず、大学院を含めた国際交流をより活性化していく。加えて、こうした提携大学を基盤にし、教員の学術研究交流を組織だったものにする。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

(4) 学位授与・課程修了の認定

A. 学位授与

必須・修士・博士・専門職学位の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

必須・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

◆家政学研究科

[現状の説明]

家政学研究科の食物栄養学専攻における1985年から2007年度までの修士の学位授与者数は120名、1991年から2007年度までの博士の学位授与者数は7名を数える。また、生活造形学専攻では、修士及び博士の学位の授与者数は、1996年から2007年度までの間で修士37名、1999年度から2007年度までの間で博士授与者数は2名である。

修士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、「大学院に2年以上在学し、32単位以上を修得し、学位論文の審査および最終試験に合格することを必要とする」(『神戸女子大学大学院学則』第22条第1項参照)。

博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、「大学院に5年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士の学位論文の審査および試験に合格することを必要とする」、ただし、在学期間に關しては3年以上に短縮することも可能である(『神戸女子大学大学院学則』第22条第2項参照)。

または「本大学院に論文を提出して、所定の審査および試験に合格することで授与される」(『神戸女子大学大学院学則』第22条第2項参照)。

学位審査の透明性・客観性を確保するためのプロセスとして以下のようない手順が規定されている。即ち、博士前期課程及び後期課程共に、学位申請が提出されると、『神戸女子大学学位規程』第6条に則り、研究科委員会において審査委員3名以上の審査委員会を設け、審査に当たる。専攻教員全員参加による修士論文或いは博士論文発表討論会の場において最終試験を実施し、その結果を考慮して、審査委員会委員長が研究科委員会に文書でその結果を報告し、その可否について議決する(『神戸女子大学学位規程』、『神戸女子大学大学院家政学研究科修士論文の審査に関する内規』、『神戸女子大学大学院家政学研究科博士論文の審査に関する内規』参照)。

[点検・評価ー長所と問題点]

上記の『神戸女子大学学位規程』は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条の規定に基づくものである。本学大学院家政学研究科においては、上記の『神戸女子大学学位規程』に基づき、適正に学位授与が行われていると判断できる。

[今後の改善・改革に向けた方策]

学位審査の透明性・客観性を確保するためには厳密な規程を設け、それに従って処理されているので透明性・客観性は確保できていると認められる。しかしながら、より客観性を高める意味から、学外の審査委員を委嘱して学内の審査委員に加えて合計4名で学位審査に当たることを実施し始めている。

◆文学研究科

日本文学専攻

[現状の説明]

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

日本文学専攻は、修士の学位を2004年度に2名、2005年度に3名、2007年度に3名に授与した。博士の学位は2003年度に6名（論文博士3名を含む）、2007年度に1名に授与した（『大学基礎データ表7』参照）。これらはすべて『神戸女子大学学位規程』、『神戸女子大学大学院文学研究科規程』、『神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の提出に関する内規』、『神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規』に定められた授与方針・基準に則っている。学位審査にあたっては『神戸女子大学学位規程』に従い、文学研究科委員会で選出された学位論文審査委員会で審査し、審査結果の要旨等を研究科委員会に報告する。

[点検・評価一長所と問題点]

学位の授与方針・基準は適切である。『神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規』の「論文提出に際しては、審査組織を持つ学会誌等に3篇程度の既出論文があることを基準とする。」という規定の運用について学生に周知する必要がある。

[今後の改善・改革に向けた方策]

修士論文、博士論文の要旨を公開し、それぞれの専門分野からの講評が得られるよう、改善策を講じつつある。

英文学専攻

[現状の説明]

修士号の学位授与は学生の課程修了と修士論文の審査により行われる。博士号の学位授与は課程修了と博士論文の提出と評価によって行われる。『神戸女子大学学位規程』、『神戸女子大学大学院文学研究科規程』、『神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の提出に関する内規』、『神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規』に基づき、修士論文の審査においては3名以上の専攻内の審査員（審査委員会）による論文審査（査読）と口頭試問が義務付けられている。博士論文の審査においては、専攻内から1名、他専攻から2名、場合によっては学外の研究者1名を加えた審査委員会による査読と公開口頭試問が義務付けられている。博士論文の評価においては審査委員の高い専門性が求められるので、論文のテーマの特殊性が在籍する大学院担当教員の専門分野の範囲を超える場合は、論文の可否を正しく評価するよう、学外から審査委員を加える、という配慮を行っている。審査委員は文学研究科委員会によって承認されなければならない。修士論文・博士論文共に、文学研究科委員会に対し評価報告書の提出及び口頭による審査報告が課されており、学位授与は文学研究科の審議と承認を要する。

修士論文については、休学等特別な事情がない限り、過去5年においては順調な学位取得が達成されている。博士論文については課程修了者の1名が論文の提出を準備中である。

博士論文審査に先んじて、専攻内において複数の大学院担当者の査読による論文の予備審査を行い、博士論文の基準に達しないと判断した場合には論文の改善に向けた具体的の方策を提出予定者に示し、基準に達する努力を促している。

学位論文の言語については英語または日本語を選択できるが、英文学専攻の専門性に合致するよう博士論文においては英語による論文作成をとりわけ強く奨めている。

留学生は英語或いは日本語の少なくともいずれかについて優れた運用能力を示してきたので、学位授与に係る審査において大きな支障をきたした例はこれまでにない。

また、2005年度より修士論文の評価に関しては評価の指標（『修士論文の評価および学内進学に関する内規』）が示され、学位授与の基準は一層明確化された。

[点検・評価－長所と問題点]

日本においては課程制度をとりながらも、学位授与における学位論文の比重が極めて高い。これは、一見矛盾するようであるが、とりわけ博士後期課程では意味のある評価方法である。課程制度はそもそも学生が学問的基準に到達する論文を執筆できるような学術的知識と技術を教授する目的から生まれたものであり、研究者養成における博士論文の重みを課程履修により軽減してはいない。とはいっても、博士課程在籍者に博士論文提出予定者が極めて少ない現実は見逃せない。

授与方針や基準、審査の透明性・客観性は、制度的に保証されている。

[今後の改善・改革に向けた方策]

博士論文作成を可能にするような制度上の支援体制の確立に向けた意識的努力を専攻としても心がけていく。現在の審査制度が十分に機能していくように今後とも審査委員会において審査員の意識を高めていく。

日本史学専攻

[現状の説明]

修士の学位については、例年3～8名の学位授与者を出している。2001年度は4名、2002年度は5名、2003年度は8名、2004年度は3名、2005年度は6名、2006年度は6名、2007年度は2名という経過である。博士の学位については、これまでのところ授与者が出ていない。学位授与方針・基準については、『神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の提出に関する内規』、『神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規』に記述して、各大学院生に配付・周知している。

学位審査の透明性・客観性を高める措置としては、修士論文について、文学研究科全体で評価の基準を作成し、大学院担当教員の共通理解としている。博士の学位については、「論文提出に際しては、審査組織を持つ学会誌等に3篇程度の既出論文があることを基準とする」ことを内規として明示している（『平成20年度大学院講義要目 神戸女子大学大学院諸規則』pp.25-26参照）。

[点検・評価－長所と問題点]

例年、一定数の修士学位授与者を出していることは評価される。一方、博士学位の授与者がこれまで出ていないことは、検討すべき問題点である。学位授与方針・基準については、現在の内規の文章は形式的な基準の記述にとどまり、内容についての具体的な基準について記述がないのは、改善すべき問題点である。

学位審査の透明性・客観性を高める措置について、修士論文の評価基準の共通理解をつくり、研究科委員会で客観的・公正な評価を行おうと努力している点は評価される。しかし、それが各学生に明確な形で周知されていないことは、改善すべき問題点である。

[今後の改善・改革に向けた方策]

まず、学位審査の透明性・客観性を高めるために、修士論文・博士論文の評価基準を明文化する作業を行おうとしている。博士学位授与者の養成に当たっては、指導方針を再考し、一つのガイドラインを立てるべく、日本史学専攻の単位で議論を進めているところである。

教育学専攻**[現状の説明]**

教育学専攻における学位授与状況は、『大学基礎データ表7』のとおりである。学位授与の基準は、『神戸女子大学学位規程』に定められている。文学研究科についてみると、『神戸女子大学大学院文学研究科修士論文の提出に関する内規』、『神戸女子大学大学院文学研究科博士論文の提出に関する内規』がある。これらは、入学時にすべての学生に配付されている（『平成20年度大学院講義要目 神戸女子大学大学院諸規則』参照）。更に、『博士学位論文審査願手続きについて』も定められており、関係者に配付されることになっている。

学位審査については、『神戸女子大学学位規程』では、修士論文及び博士論文は、当該研究科で選出された教員3名以上で実施することになっている。必要がある時は、研究科委員会の議を経て、他の大学院または研究所の教員等を加えることができる。

審査の結果は、論文の一つひとつについて、指導教員によって研究科委員会で報告され、研究科のすべての教員が審議する。修士及び課程博士の場合、研究科委員会では修得単位の確認と論文審査結果をもとに、学位取得を認定する。

[点検・評価－長所と問題点]

上記のとおり、学位の授与、及び学位論文の受理と審査に関しては、『神戸女子大学学位規程』の他に、さまざまな規則があるが、充分に整理されているとは言い難い。

問題の一つは、博士前期課程担当教員と後期課程担当教員の認定は、文学研究科資格審査委員会で決定しているものの、他大学での担当経験をそのまま流用できる申し合わせがあり、研究科の独自性の観点からは問題である。

もう一つの問題は、学位審査の審査委員の決定は形式的には研究科委員会で決定されるが、専攻内の教員がほぼ自動的に選出されるのが通例である。教育学専攻では、この3年間に専攻以外の教員が審査委員を務めたことはない。限られた範囲の少数の教員だけの審査にならないような工夫が必要である。

提出された論文については研究科委員会で一つひとつの論文について、審査報告書を読み上げ、慎重な審議をしている。

[今後の改善・改革に向けた方策]

教員の資格認定の手順と基準を明確にすること、学位規程の整備、特に、博士論文を受理する時の基準を明確化する必要がある。

学位審査に関しては、『神戸女子大学学位規程』第6条の2では、当該研究科委員会で選出された教員3名以上で審査委員会を設置することになっている。しかし、実際にはほとんどの場合、専攻内の3名の教員による審査である。審査の客觀性を高めるために、専攻外の教員を含むことや、4名以上の教員が審査に加わることを積極的に進めていく。

B. 課程修了の認定

必須・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

[現状の説明]

『神戸女子大学大学院学則』第22条において、前期課程の修了には大学院に2年以上在学す

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

第13章

第14章

第15章

基礎データ

大学評価
(認証評価)
結果

ること、後期課程の修了には前期課程を含めて大学院に5年以上在学することが求められている。ただし、博士後期課程の修了については、特に優れた研究業績を上げた者については、前期課程と後期課程を通算して3年以上在学すれば足りるものとしている。本学大学院研究科においてはこの規則で3年が適用された例はないが、2名が4年で博士の学位を取得している。

[点検・評価－長所と問題点]

制度としては出来上がっているが、実質的には3年で適用された例はまだない。現時点では「とくに優れた研究業績を上げた者」はいないということであり、現時点ではこの制度の運用は適切であり、妥当である。

[今後の改善・改革に向けた方策]

「特に優れた研究業績」の基準を客観的かつ明確にし、学生にも分かりやすい基準を作成するべく、大学院問題検討委員会で検討している。